

第1章

計画の構想



〈村の花〉 ニッコウキスゲ

第1章 計画の構想

1 計画の基本的な考え方

1-1 計画の目的

六ヶ所村では、平成23年（2011年）に「六ヶ所村男女共同参画社会基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のため、施策を推進してきました。

しかしながら、男性は仕事、女性は家庭といった固定的性別役割分担意識や、女性が意思決定過程にかかわる機会が少ないなど、家庭・地域・職場のさまざまな場面での男女格差も少なからず存在している状況です。

また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など家族、地域社会の変化に伴う新たな課題への対応も必要とされています。

「第2次六ヶ所村男女共同参画社会基本計画」は、社会情勢の変化に対応するとともに、男女の性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を大切にしながら、家庭・地域・職場などでともに支えあい、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することで安心して暮らせる社会の実現を目指して、村の施策の方向を定めるため、策定するものです。

1-2 基本理念

「男女がわかち合い、支えあうまち」を目指して

平成11年（1999年）に施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されています。

「男女共同参画社会基本法」の主旨を尊重しつつ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を加味しながら、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会の実現を目指します。

1-3 計画の性格

男女共同参画社会基本法に規定された「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第4次あおもり男女共同参画プラン21」、市の「第4次総合振興計画」をはじめとする市の個別計画との整合性を図り、策定するものです。また、女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」並びにDV防止法に基づく「DV防止計画」としても位置づけられます。

1-4 計画の期間

第2次六ヶ所市男女共同参画社会基本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間の計画とし、基本計画と実施計画の2部構成とします。

実施計画は、基本計画で定められた施策を効果的に実施するための具体的な事務事業や活動を示した短期計画とし、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画とします。



2 計画策定の背景

2-1 世界、国の動き

昭和50年（1975年）、国際連合が提唱した「国際婦人年」を契機として、メキシコシティで第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国のとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

これを受けて、同年、日本では女性の地位向上のための国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」を策定しました。これ以降、日本の男女共同参画への取組は世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえて国内における行動計画を策定し、総合的・体系的な施策の推進を図るという国際連合を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと方向性を同じくして進められてきました。

女子に対する差別撤廃に関しても、国際連合の総会において男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が昭和54年（1979年）に採択され、日本は昭和60年（1985年）にこの条約に批准しています。

その後、国内本部機構の充実強化を図るため平成6年（1994年）に「男女共同参画推進本部」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。さらに、平成8年（1996年）には、「行動綱領」や「男女共同参画ビジョン」を受けて、「男女共同参画2000年プラン」を策定し平成11年（1999年）には男女共同参画社会基本法が公布・施行し、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画（平成13年度～平成17年度）」が策定されました。

平成13年（2001年）1月には、内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置されるなど、推進体制が格段に充実・強化されました。また、同年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV法）」が成立し、平成14年（2002年）4月から全面施行されました。

平成27年（2015年）に開催された国連サミットにおいては、「持続可能な開発目標」（SDGs）が全会一致で採択され、その目標5として「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が掲げられました。我が国もこれに積極的に取組むこととし、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」を制定、女性の活躍推進の動きが拡大したことを踏まえ、「第4次男女共同参画基本計画」が決定し、現在は「第5次男女共同参画基本計画（令和3年度～令和7年度）」の計画期間に当たります。

2-2 青森県の動き

都道府県は、男女共同参画社会基本法第14条に基づき、都道府県男女共同参画基本計画を定めなければならないとなっており、青森県では、平成12年（2000年）に男女がともに参画する社会を実現するための指針となる「あおもり男女共同参画プラン21」を策定し、平成13年（2001年）には「青森県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進の拠点施設として「青森県男女共同参画センター」が設置されました。

平成19年（2007年）に青森県の「生活創造推進プラン」や国の「男女共同参画基本計画（第2次）」との整合性などを勘案し、第2次となる「新あおもり男女共同参画プラン21」を策定、平成24年（2012年）には国の「第3次男女共同参画基本計画」等を踏まえ「第3次あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

平成27年（2015年）には女性活躍推進法が成立、「第4次男女共同参画基本計画」が決定し、女性の活躍推進の動きが拡大したことを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた県の取り組みを更に推進するため、平成29年（2017年）に「第4次あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

令和2年（2020年）には国の「第5次男女共同参画基本計画」が策定されたことを踏まえ、令和3年（2021年）には「第5次あおもり男女共同参画プラン」が策定されました。

2-3 六ヶ所村の動き

平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画基本法」の主旨を尊重し、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び県の「新あおもり男女共同参画プラン21」を勘案し、さらに村の「第3次六ヶ所村総合振興計画」との整合を図り、平成23年（2011年）に「六ヶ所村男女共同参画社会基本計画」を策定しました。